「いじめ事案発生から」の共通対応マニュアル

いじめ事案発生

いじめ対策コアメンバーで情報共有・方針決定

〈　いじめ対策委員会構成メンバー　〉
校長、教頭、生徒指導主事、いじめ対策推進教員、特別支援コーディネーター
特別支援委員、学年主任、養護教諭
（　必要に応じて該当する生徒の所属する学級担任・部活動顧問　）

〈　いじめ対策コアメンバー　〉
教頭、生徒指導主事、いじめ対策推進教員
該当する生徒の在籍する学年主任、該当する生徒のいる学級担任（　部活動顧問　）

概要把握、情報共有、初期方針の決定

・概要把握、情報共有

・初期方針の決定

（１）いじめと考えられる事案の場合
・可能な範囲で被害生徒、加害生徒、関係生徒を把握　　・聴き取り方法の決定

（２）いじめにつながらない事案の場合
・聴き取りや指導が必要かの判断　　・全校、学年、学級における指導が必要かの判断
・学年で情報を共有して見守り体制をつくる

いじめにつながらない事案の場合
・必要であれば聴き取りと指導
・必要であれば全校、学年、学級で注意喚起
・学年で情報を共有して見守り体制をつくる

いじめと考えられる事案の場合

情報収集と資料作成

・初期方針の決定

（１）被害生徒から事情確認　→　関係生徒の把握と情報収集
（２）被害生徒の保護者へ連絡　（保護者には全容がわかっている場合は伝える、まだ調査中の場合は概要のみ伝える）

・詳細な資料の作成　・・・　「　対応メモ　」に詳細を記入

校務共有　→　02校務分掌　→　36いじめ対策推進　→　03対応メモ　会議録　等　→　00様式１　対応メモ

被害を訴えた（受けた）生徒からの聞き取り　→　資料作成・報告
☆　被害生徒を「必ず守る」ことを約束し、安心して相談できるようにする
☆　被害生徒の立場に立って、否定せず、うなずくなど共感的に聞き取りをし、立場や心情を理解する
☆　被害生徒に保護者へ連絡することの了承を得る
☆　事実（５Ｗ１Ｈ）を、一つ一つ確認して、正確に記録する
☆　加害生徒の他に、この事実を目撃した生徒や、周囲で見ていたであろう生徒の情報も聞き取る
☆　申し出た勇気を認めて、自信を取り戻せるよう言葉がけをする
☆　聞き取りの最後に、今後も見守り続けるというメッセージを送る

被害を訴えた（受けた）生徒の保護者へ連絡
・生徒への対応当日に、保護者に事実を説明し、家庭内での見守りを依頼する
（事案について調査中の場合は概要のみ伝えて、後日説明する）
・被害生徒の保護を最優先に行動する
（留意点）：被害を受けた生徒の立場に立って、丁寧に説明し、保護者を動揺させないように配慮し協力を得るよう努力する

生徒・保護者の心のケア
・今後の対応について保護者の意見を聞き、方針決定の参考にする
・被害生徒の抱いている不安を聞き、心のケアを行う

第１回　いじめ対策委員会

事案全容の把握

・事案全容の把握

（１）関係生徒、事情を知る生徒への対応方法、聞き取りの指示　→　加害生徒の聴取前に事案の全容を把握する
（２）事案の全容を把握した上で、加害が疑われる生徒、加害生徒への対応方法、聞き取りの指示
（３）加害者、関係生徒の保護者への連絡（全容がわかっている場合は伝える、まだ調査中の場合は概要のみ伝える）

・会議録の作成　・・・　「　いじめ対策委員会議録　」に詳細を記入

校務共有　→　02校務分掌　→　36いじめ対策推進　→　03対応メモ　会議録　等　→　2020（R2）年度　いじめ対策委員会会議録

・詳細な資料の作成

全　職　員　へ　経　過　報　告

関係生徒、事情を知る生徒からの聞き取り
☆　聴き取りの初めに、秘密は守ることを伝える
☆　観衆や傍観者であったことを責めず、事実を話すことは人（被害・加害生徒）を救う行為であることを伝える
☆　事実（５Ｗ１Ｈ）を、一つ一つ確認して、正確に記録する
☆　観衆や傍観者となっていた背景や心情を理解しつつ、自身の言動や態度を考えさせ、いじめを許さない気持ちをもたせる

加害生徒を被害生徒から離して、接触できないようにする
・加害生徒が他者との連絡ができないようにする

加害者と疑われる生徒からの聴き取り（対象生徒が複数の場合は、個別に同時進行）
☆　聴き取りの初めは「いじめ」という言葉を用いずに、中立的な立場を保つ
☆　事実（５Ｗ１Ｈ）を、一つ一つ確認して、正確に記録する
☆　いじめに至る背景や心情を理解する（ただし、自身の加害行為の正当化や責任転嫁を認めない）
☆　生徒が複数いる場合は、それぞれの聴取内容を聞き取り、担当者間で照合し、話のつじつまが合うまで聞き取りを正確に行う
☆　「あの時どうすればよかったのか」「今後はどうするのか」を問い、いじめが繰り返されないようにする
→　加害者側もショックを受けている場合があるので心のケアを行う

加害生徒と関連のある生徒の保護者へ連絡
・生徒への対応当日に、保護者に事実を説明し、家庭内での見守りを依頼する
（事案について調査中の場合は概要のみ伝えて、後日説明する）
・被害生徒の保護を最優先に行動する
（留意点）被害を受けた生徒の立場に立って、丁寧に説明し、保護者を動揺させないように配慮し協力を得るよう努力する

第2回　いじめ対策委員会

第１次判断（事案全容の把握・いじめ認知の仮判断、今後の指導方針の指示）

・事案全容の把握

・いじめの認知の仮判断　→　県教育委員会への報告（校長）

・今後の指導方針の指示

：被害生徒
（１）被害生徒の心のケア（動揺している場合はSCや教職員で対応）　（２）学年、学級担任で「見守り」
（３）「今後、どのように学校生活を送りたいか」「加害者、関係生徒とどのような関係でありたいか」「加害者、関係生徒と同一空間にいてもよいか」「加害者、関係生徒に謝罪はしてもらいたいか」「なにか学校にできることはいか」等の話を聞き、今後のケアの参考にする

：加害生徒、関係生徒
（１）生徒指導案件として取り上げる場合は職員会議を経て指導　（２）学年、学級担任、部活動顧問での「見守り」指導を依頼
（３）加害生徒、関係生徒の心のケア（動揺している場合はSCや教職員で対応）

・会議録の作成
・詳細な資料の作成

全　職　員　へ　経　過　報　告

（１）生徒指導案件として指導案を検討

臨時職員会議（事案の概要を説明し、加害生徒への特別指導を提案、検討、判断、決定）
（１）詳細な状況の説明を行い、職員全体で情報の共通理解を図る
（２）指導案の提示と審議　→　学校全体で指導に当たる協力体制をつくる

加害生徒・関係生徒への指導
（１）生徒指導案件として扱う場合
①校長説諭　登校謹慎　②校長説諭　③生徒指導主事説諭　④生徒指導部説諭
（２）被害者への謝罪（被害者が謝罪を望む場合）
（３）被害者との関わり方や、学校生活について反省を促し改善させる

被害生徒とその保護者へ連絡
・事実の概要を説明する。
・今後の指導方針について説明する。

（２）学年・学級・部活動での見守り
・被害者への謝罪（被害者が謝罪を望む場合）
・被害者との関わり方や、学校生活について反省を促し改善させる
・学校全体で情報を共有し、経過の観察
・個別に面談を実施
・学年集会等で指導

被害、加害、関係生徒とその保護者へ連絡
・事実の概要を説明する。
・今後の指導方針について説明する。

被害生徒・加害生徒の心のケア、被害者の学校環境の整備（教室に戻れるか、加害生徒と同一空間で良いか等の配慮）
☆被害生徒の学校生活復帰を最優先し、心のケアを行う
☆クラスや部活動などの生活環境を整え、徐々に学校生活に復帰できるようにする
☆今後の学校生活のなかで加害生徒と、同一空間にあっても大丈夫なのかを被害生徒に確認し、お互いの関係修復に取り組む
☆加害生徒へ心のケアに配慮した指導を行う

加害生徒を被害生徒と同一の環境に戻せないケース
・加害生徒を被害生徒から隔離するための検討を行うと同時に、加害生徒の保護者にも説明し協力を求める

第３回　いじめ対策委員会
加害生徒を被害生徒から隔離するための方法を検討　（学年主任や担任にも参加してもらう）

臨時職員会議（被害生徒の心情を説明、加害生徒を被害生徒から隔離する方法についての説明）
（１）詳細な状況の説明を行い、職員全体で情報の共通理解を図る
（２）学校全体で指導に当たる協力体制をつくる

できる限りの工夫をして、同一の環境に置かないようにする
例　・学年が上がるときに別クラスにする　・加害生徒を別室登校にする
・被害生徒を別室登校にする　・年度の途中でも別クラスにする
＊どのような対応にする際も被害者とその保護者、加害者・関係生徒とその保護者と密に連絡する
＊別室登校にする際、クラスを強制的に変える際には丁寧な説明が重要である

加害生徒を被害生徒と同一の環境に戻すケース
・継続して被害生徒への心のケアと見守りを行い、再発防止に取り組む
・加害生徒及び事情を知る生徒への指導を継続し、いじめの再発防止をする

いじめ解消の判断
★ 被害生徒に対する心理的・物理的影響を与えていない状態が３か月続くまで継続した指導をする　★ 被害生徒が苦痛を感じていないことを確認する（本人及び保護者に面談等により確認する）

継続的な見守り
★定期的なアンケートや面談を実施し、状況を把握　★再発防止の取組（生徒への啓発活動・・・全校集会、学年集会、クラスにおける指導）

指導後の心のケア・経過観察
★個人面談を実施　★学年・学級・教科全体で経過観察

第４回　いじめ対策委員会
いじめの解消、第２次判断、いじめ防止活動の継続についての審議

第２次判断・いじめ防止啓発活動の継続

・第２次判断　・・・　総合的に判断して「　いじめ　」として取り扱うかどうかを検討

・いじめ防止啓発活動の継続

・被害者、加害者、関係生徒との面談

・必要であれば全校、学年、教室指導

・会議録の作成